

排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項第2号及び第3号に規定する排出汚水量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(地下水等の使用に係る届出)

第2条 水道水及び工業用水以外の水を使用しようとする者は、川崎市下水道条例施行規程（平成22年水道局規程第59号。以下「規程」という。）第11条に規定する公共下水道（一般下水道）使用開始・休止・廃止届（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 給・排水系統図

(2) 私設メーター届（第1号様式）

(3) 第9条第1項ただし書に規定する適用を受けた場合はその検査結果報告書

(4) その他管理者が必要と認めた書類

2 水道水及び工業用水以外の水を使用する場合（条例第11条第1項に規定する一時使用の承認を受けた者及び規程第17条の各号に掲げるメーターによらない認定を受けた者を除く。）は、第9条第1項に規定する私設メーター（以下「私設メーター」という。）により排出汚水量を認定する。ただし、私設メーターにより難しい場合は、過去の使用実績、それに係る生産活動等から排出汚水量を認定する。

3 前項の認定は、使用者が規程第18条に規定する排出汚水量認定申告書（第10号様式）を提出することにより行う。

4 第1項第2号に規定する私設メーター届は、5年ごとに当該私設メーターの写真（メーター番号、有効期限、指針が判別できるもの）を添えて、管理者に提出しなければならない。

5 第9条第1項ただし書に規定する適用を受けた場合は、1年ごとに新たに検査を受け、その検査結果報告書を管理者に提出しなければならない。

（減量認定の申請）

第3条 条例第13条第1項第3号に規定する認定のうち排出汚水量が使用する水量より少ない場合の認定（以下「減量認定」という。）を受けようとする者は、排出汚水量減量認定（継続）申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（1）給・排水系統図

（2）私設メーター届

（3）第9条第1項ただし書に規定する適用を受けた場合はその検査結果報告書

（4）その他管理者が必要と認めた書類

（減量認定の要件）

第4条 管理者は、次の各号に掲げる場合において、公共下水道に排除されない水が私設メーターにより計量できると認めるときは、減量認定をすることができる。

（1）飲料製造業、製氷業等使用水が製品化される場合

（2）クーリングタワー等に使用した水が蒸発する場合

（3）農耕用、園芸用、芝生等散水用に使用する場合

（4）その他管理者が認めた場合

（減量認定の期間及び継続認定の申請）

第5条 減量認定を行う期間は、認定した日から起算して5年を超えない期間

とする。ただし、第9条第1項ただし書に規定する適用を受けた場合は、認定した日から起算して1年を超えない期間とする。

2 前項の期間の末日は、土木建築に関する工事の施行に係る申請にあってはその工事終了日、その他の申請にあってはその属する最終年度の末日とする。

3 認定を受けた者が引き続き認定を受けようとするときは、認定を受けた期間の末日の1月前までに、排出汚水量減量認定（継続）申請書及び私設メーター届に当該私設メーターの写真（メーター番号、有効期限、指針が判別できるもの）を添えて、管理者に提出しなければならない。

4 第9条第1項ただし書に規定する適用を受けた場合は、1年ごとに新たに検査を受け、その検査結果報告書を管理者に提出しなければならない。

（通知）

第6条 管理者は、第3条及び前条第3項の規定による申請を承認したときは、排出汚水量減量認定（継続）通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（地下水等の使用又は減量認定の廃止）

第7条 第2条第1項に規定する届出を行った者が、地下水等の使用を廃止するときは、廃止の日から10日以内（川崎市の休日をも定める条例（平成元年川崎市条例第16号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）に、公共下水道（一般下水道）使用開始・休止・廃止届に当該私設メーターの写真（メーター番号、有効期限、指針が判別できるもの）を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 減量認定を受けた者が、減量認定を廃止するときは、廃止の日から10日以内（市の休日を除く。）に排出汚水量減量認定廃止届出書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

(減量認定の取消し)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、該当したときから減量認定を取り消すものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 管理者が行う調査に協力しなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により減量認定を受けたとき。
- (4) その他適正な測定又は申告が行われていないとき。

2 前項の規定により取り消した場合は、排出汚水量減量認定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(私設メーター)

第9条 第2条第2項本文に規定する認定及び減量認定（以下「私設メーターによる認定」という。）に使用する私設メーターは、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項の政令で定める特定計量器で、同条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過していない水道メーターでなければならない。ただし、JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）B7557に適合する排水流量計を使用する状態で、当該排水流量計を製造した者（私設メーターによる認定を受けようとする者を除く。）による検査を受け、適正な計量が行われていると認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に定める適用を受けた場合において、使用する排水流量計は、計量法施行令（平成5年政令第329号）別表第3で定める水道メーターの検定証印等の有効期間に準じ、取付から8年を超えて使用することはできないものとする。

(排出汚水量の認定)

第10条 第2条第2項に規定する使用者及び減量認定を受ける者は、使用場所に設置された本市の水道メーターの検針日（本市の水道メーターが設置されていない場合にあつては、管理者が指定する日）に私設メーターの検針等を行い、検針日の翌日から5日以内（市の休日を除く。）に排出汚水量認定申告書を管理者に提出しなければならない。

2 前項に掲げる者が、前項で規定する期間内に排出汚水量認定申告書を提出しない場合又は第9条の規定に違反した場合は、水道水又は工業用水のみを使用している者にあつては、水道又は工業用水道の使用水量を当該月の排出汚水量として認定を行い、その他の者にあつては、過去5年間に申告された排出汚水量のうち最大の排出汚水量を当該月の排出汚水量として認定を行うものとする。

3 前項の認定を受けた場合において、後日、当該月の排出汚水量認定申告書及び排出汚水量に関する報告書（第6号様式）等が提出され、審査の結果、正当な理由があると認められたときは、下水道使用料を更正することができる。

4 私設メーターの誤検針、漏水その他の事由により適正な測定が行われなかった場合、第2条第2項に規定する使用者及び減量認定を受ける者は、排出汚水量に関する報告書を提出しなければならない。

（変更）

第11条 第2条第2項に規定する認定及び減量認定を受ける者が、次の各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内（市の休日を除く。）に、排出汚水量認定事項変更届出書（第7号様式）に当該関係書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（1）給・排水系統図

（2）私設メーター

(3) 氏名若しくは住所又は法人にあつては名称等

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱第2条第1項第1号の規定による一般認定又は同項第2号の規定による減量認定を受けた者は、それぞれ改正後の第2条第1項に規定する届出又は第3条に規定する申請をしたものとみなす。

3 改正前の要綱により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱第9条第1項ただし書の規定により排水流量計による認定を受けた者は、当該排水流量計の取付から8年間は引き続きこれを使用することができる。

私設メーター届

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

届出者（使用者） 住所 _____

氏名 _____

(法人にあつては法人名及び代表者名)

下水道条例第13条第1項第2号及び第3号に規定する認定のため使用するメーターについて、次のとおり届け出ます。

水 道 番 号							
使 用 場 所 (届出者住所と異なる場合記入)		区 (ビル名称等)					
電 話 番 号 (法人は担当者の所属・氏名も記入)							
給・排水系統 の名称等	使用 水種	下水道に 流れる/ 流れない	製造会社	メーター 番号	有効期限	提出日の指針 ※小数点以下切捨て	
1					年 月	m ³	
2					年 月	m ³	
3					年 月	m ³	
4					年 月	m ³	
5					年 月	m ³	
6					年 月	m ³	
7					年 月	m ³	
8					年 月	m ³	
9					年 月	m ³	
10					年 月	m ³	

排出汚水量減量認定（継続）申請書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

使用水に公共下水道へ排除されない水量があるため、排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱第3条又は第5条の規定により、排出汚水量の減量認定を申請します。また、申請に当たり、次に掲げる事項を遵守します。

- 1 申請が認められた後は、水道メーターの検針日に私設メーターの検針を行い、検針日の翌日から5日以内（土日祝・年末年始を除く。）に排出汚水量認定申告書を提出します。
- 2 排出汚水量認定申告書の提出が遅れた場合、減量分を差し引かず、水道又は工業用水道等の使用水量により、排出汚水量を認定することを承諾します。
- 3 計量に使用する私設メーターは、検定証印等の有効期間内のものとします。検定証印等の有効期間を経過した場合、認定を取り消すことを承諾します。
- 4 排出汚水量の適正な測定及び把握に関する資料の提出や現地調査に応じます。
- 5 排出汚水量の測定及び把握に疑義が生じた場合、上下水道事業管理者と協議し、指示に従います。
- 6 排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱等、関連規定を遵守します。

申請者 (使用者)	住所	電話番号
	氏名 <small>(法人にあつては法人名及び代表者名)</small>	担当所属： 担当者： E-mail：
水道番号	※使用水種が水道水の場合は記入	
	-	<small>水道メーターの次回検針日</small> 月 日
使用場所 <small>※申請者住所と異なる場合記入</small>	区 (ビル名称等)	
使用水種	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 雨水 <input type="checkbox"/> その他 ()	
減量要因	<input type="checkbox"/> 蒸発 <input type="checkbox"/> 散水 <input type="checkbox"/> 製品化 <input type="checkbox"/> その他 ()	
申告の 代理人 <small>※他者に委任する 場合のみ記入</small>	住所	電話番号
	氏名 <small>(法人にあつては法人名及び代表者名)</small>	担当所属： 担当者： E-mail：
備考		
局使用欄 <small>※記入不要</small>		

本書に、①私設メーター届（第1号様式） ②給・排水系統図（平面図） ③現地案内図
④その他（写真等）を添えて提出してください。

排出汚水量減量認定 (継続) 通知書

年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

先に申請のありました排出汚水量の減量認定について、次のとおり認定しましたので、排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱第6条の規定により通知します。

水道番号	
使用場所	
認定期間	年 月 日～ 年 月 日
その他条件	<p>1 申告書の提出</p> <p>水道メーターの検針日に私設メーターの検針を行い、検針日の翌日から5日以内（土日祝・年末年始を除く。）に、排出汚水量認定申告書（川崎市下水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第59号）第10号様式）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）宛て提出してください。</p> <p>提出が遅れた場合、減量分を差し引かず、水道又は工業用水道等の使用水量（全量）により排出汚水量を認定します。</p> <p>2 認定事項の変更又は認定の廃止</p> <p>認定事項を変更する場合又は認定を廃止する場合は、変更又は廃止の日から10日以内（土日祝・年末年始を除く。）に排出汚水量認定事項変更届出書又は排出汚水量減量認定廃止届出書を管理者宛て提出してください。</p> <p>3 下水道使用料の納入方法</p> <p>管理者が発行する納入通知書により、納期限までに納付してください。</p>

<p>そ の 他 条 件</p>	<p>4 認定の取消し 認定の条件、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）、川崎市下水道条例施行規程、排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱、その他関連規定が遵守されないときは、認定を取り消します。</p> <p>5 私設メーターの有効期間 私設メーターは、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項の政令で定める特定計量器で、同条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過していないものでなければなりません。</p> <p>6 排出汚水量の測定 認定期間中に、測定機器等に不具合が生じ、正確な排出汚水量が測定できない場合は、速やかに管理者に報告し、改善の措置を講じなければなりません。 正確な測定ができない場合は、使用水量（全量）で下水道使用料を請求します。</p> <p>7 関係資料の提出及び現地調査 管理者が排出汚水量の適正な測定及び把握に関して必要と認める場合は、関係資料の提出及び現地調査に応じなければなりません。</p> <p>8 排出汚水量に関する疑義への対応 排出汚水量の測定及び把握について疑義が生じた場合は、管理者と協議し、その指示に従わなければなりません。</p> <p>9 その他特記事項（認定の態様に応じ、必要な場合のみ記載）</p>
------------------	---

排出汚水量減量認定廃止届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

届出者（使用者） 住所_____

氏名_____

(法人にあっては法人名及び代表者名)

排出汚水量の減量認定について、次のとおり廃止しますので、排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱第7条の規定により届け出ます。

水道番号	
使用場所 (届出者住所と異なる場合記入)	区 (ビル名称等)
電話番号 (法人は担当者の所属・氏名も記入)	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
添付資料	廃止日の私設メーターの写真 (メーター番号、有効期限、指針が判別できるもの)

排出汚水量減量認定取消通知書

川 第 号
年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱第8条の規定により、排出汚水量の減量認定を取り消します。

水 道 番 号

使 用 場 所

認 定 取 消 年 月 日

年 月 日

取 消 事 由

排出汚水量に関する報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

届出者（使用者） 住所 _____

氏名 _____

(法人にあつては法人名及び代表者名)

排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱第10条第3項又は第4項の規定により、排出汚水量について、次のとおり報告します。

水道番号	
使用場所 (届出者住所と異なる場合記入)	区 (ビル名称等)
電話番号 (法人は担当者の所属・氏名も記入)	
経緯	
原因	
再発防止措置	
添付書類	

排出汚水量認定事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

届出者（使用者） 住所 _____

氏名 _____

（法人にあつては法人名及び代表者名）

排出汚水量の認定事項について、次のとおり変更したので、排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱第11条の規定により届け出ます。

水道番号		
使用場所 (届出者住所と異なる場合記入)	区 (ビル名称等)	
電話番号 (法人は担当者の所属・氏名も記入)		
変更年月日	年 月 日	
変更事項 (給・排水系統図、私設メーター、使用者名、住所等)	変更前	変更後
変更理由		
添付書類	変更事項関連資料	